

議案第12号

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成29年3月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

教育職員免許法施行規則の一部が改正され、授与を受ける教育職員免許状に関連のある学校における在職年数に応じて、当該免許状の授与を受けるために必要となる単位を修得したものとみなすこととされたこと等に  
伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 授与を受ける教育職員免許状に関連のある学校における在職年数に応じて当該免許状を取得する際に必要となる最低修得単位数を定める。
- (2) 特別免許状に係る教育職員検定の出願については、勤務しようとする学校の校長を経由せずに提出することとする。
- (3) 普通免許状の授与の出願及び普通免許状に係る教育職員検定の出願について定めた規定中引用する教育職員免許法の条項を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成31年4月1日とする(3)を除き、平成29年4月1日とする。

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、宣誓書（様式第2号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">7 免許法附則第11項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		7 免許法附則第11項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	略	略		<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、宣誓書（様式第2号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状</td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	略	略	
略													
7 免許法附則第11項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	略												
略													
略													
7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	略												
略													
<p>(臨時免許状の授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第6項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、授与権者（<u>勤務する</u>学校が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合にあつては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(臨時免許状の授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第6項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、<u>勤務する学校の校長を経由して</u>授与権者（<u>当該</u>学校が市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の設置する学校である場合にあつては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>												
<p>(普通免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第3号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあつては、免許状更新講習</p>	<p>(普通免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願（様式第3号）に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあつては、免許状更新講習</p>												

(修了) (履修) 証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

略	
4 免許法附則第17項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	ア 免許法附則第17項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略
5 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	略

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、授与権者(勤務する学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者(以下この条において「受検者」という。)は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、授与権者(勤務する学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2～4 略

(単位の修得方法)

第23条 略

2～4 略

5 免許法施行規則第18条の5の教育委員会規則で定める単位の修得方法は、別表第5のとおりとする。

(書類の提出方法)

第28条 学校その他の施設に勤務する者が免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則(第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1項を除く。)の規

(修了) (履修) 証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。

略	
4 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	ア 免許法附則第18項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略
5 免許法附則第19項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	略

(特別免許状に係る教育職員検定の出願)

第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者(当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者(以下この条において「受検者」という。)は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添え、勤務する学校の校長を経由して授与権者(当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2～4 略

(単位の修得方法)

第23条 略

2～4 略

(書類の提出方法)

第28条 免許法、免許法施行規則、施行法及びこの規則の規定による書類を授与権者に提出しようとする者は、第4条第1項、第10条第1項及び第11条第1

定による書類を授与権者又は市町村の教育委員会に提出するときは、当該施設の長を経由して提出するものとする。

項に定める場合を除くほか、学校その他の施設に勤務する職員にあっては当該施設の長を経由して提出するものとし、その他の者にあっては授与権者に直接提出するものとする。

様式第2号の2（第3条、第10条関係）

特別免許状教育職員検定合格書
本籍都道府県名
現住所
氏名
年月日生
頭書の者は、教育職員免許法第5条第3項に規定する特別免許状に係る教育職員検定に合格した者である。
年月日
鳥取県教育委員会 印

様式第2号の2（第3条、第10条関係）

特別免許状教育職員検定合格書
本籍都道府県名
現住所
氏名
年月日生
頭書の者は、教育職員免許法第5条第2項に規定する特別免許状に係る教育職員検定に合格した者である。
年月日
鳥取県教育委員会 印

様式第7号（第7条、第9条―第11条関係）

略

備考 1・2 略

3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第3号に掲げる施設に勤務する者にあつては当該施設の設置者が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

様式第7号（第7条、第9条―第11条関係）

略

備考 1・2 略

3 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤務する者にあつては当該施設の設置者が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

様式第7号の2（第7条、第9条―第11条関係）

略

備考

1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置

様式第7号の2（第7条、第9条―第11条関係）

略

備考

1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務する者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務する者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務する者にあつては当該私立学校を設置

する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第3号に掲げる施設に勤務する者にあつては当該施設の設置者が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

3・4 略

様式第7号の3（第7条関係）

<本人記載不可>

略

備考 1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務した者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務した者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務した者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第3号に掲げる施設に勤務した者にあつては当該施設の設置者が行うものとする。

様式第11号（第14条関係）

（表面）

無免許教科担任許可申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学 校 名

校 長 氏 名 ㊤

担当主幹

教諭等 氏 名 ㊤

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許教科以外の教科の教授の担任を許可していただきたいので、担任しようとする主幹教諭等と連署のうえ申請します。

記

1 担任しようとする主幹教諭等の職氏名

2～5 略

6 担任しようとする教科の週当たりの時間数

7 略

8 略

（裏面）

略

する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤務する者にあつては当該施設の設置者が行い、鳥取県立の学校に勤務する者及び現在勤務していない者にあつては必要としない。

3・4 略

様式第7号の3（第7条関係）

<本人記載不可>

略

備考 1 略

2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務した者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務した者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務した者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第2号に掲げる施設に勤務した者にあつては当該施設の設置者が行うものとする。

様式第11号（第14条関係）

（表面）

無免許教科担任許可申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学 校 名

校 長 氏 名 ㊤

担当主幹

教諭等 氏 名 ㊤

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許教科以外の教科の教授の担任を許可していただきたいので、担任しようとする主幹教諭等と連署のうえ申請します。

記

1 担任しようとする主幹教諭等の氏名

2～5 略

6 略

7 略

（裏面）

略

備考 1 略 2 申請する <u>主幹教諭等</u> が2人以上であっても、1部作成すればよい。 3・4 略	備考 1 略 2 申請する <u>教諭</u> が2人以上であっても、1部作成すればよい。 3・4 略
--	---

第2条 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第23条関係）

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数						
			合計単位数	教科に関する科目	教職に関する科目				教科又は教職に関する科目
					各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1	10		7	1		2	
	中学校教諭普通免許状	1	9		7			2	
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1	11	7	2			2	
		2	8	5	1			2	
	高等学校教諭普通免許状	1	6		1	1		1	3
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	1	9		1			2	6

備考 教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2に定める修得方法の例にならうものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則第2条及び第7条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。